

入 札 説 明 書

件名 令和5年度 那覇・南風原クリーンセンター余剰電力売払い契約

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則及びこの入札説明書の定めるところによる。

那覇市・南風原町環境施設組合

1 契約者

那覇市・南風原町環境施設組合 管理者

2 契約担当課

〒901-1105

沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地

那覇市・南風原町環境施設組合 総務企画課

電話098-882-6713

3 売却内容

(1) 売却等件名

令和5年度 那覇・南風原クリーンセンター余剰電力売払い契約

(2) 数量

年間余剰電力予定量 21,551,700 kWh

予定最大余剰電力 5,205 kWh (令和4年4月23日3炉運転時実績)

年間余剰電力予定量の内訳は下表のとおり

再生可能エネルギー余剰電力量	10,668,092 kWh
非再生可能エネルギー余剰電力量	10,883,608 kWh

※再生可能エネルギー余剰電力量については、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により受給すること。

※契約希望単価の適用範囲は、平日、休日、祝日、昼間及び夜間の区分別なく、すべての時間帯に対し適用する。

(3) 履行の内容等

別紙「那覇・南風原クリーンセンター余剰電力売払い契約仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

(5) 履行期間（余剰電力売払い期間）

令和5年4月1日午前0時から 令和6年3月31日24時 まで

(6) 履行場所

那覇・南風原クリーンセンター

沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地

4 競争入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 那覇市・南風原町環境施設組合制限付き一般競争入札要綱第3条(1)から(6)までの規定において、該当しない者であること。ただし、(3)を除く。
- (2) 那覇市・南風原町環境施設組合の令和4、5年度入札参加資格者名簿において、「電力小売業」で登録がある者。
- (3) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分または競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 那覇市及び南風原町に対する金銭債務の履行遅滞がない者であること。
- (5) 沖縄県内に本店、本社、支店等をもつ者。
- (6) 直近の国税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いたときは、本件、競争入札参加資格を喪失する。

6 入札及び入札書の作成

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、委任状は、所定の様式を使用しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。委任状には法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、3回までとする。※入札書及び売電料金計算書は3回分を準備すること。
- (8) 入札書（指定様式）の記載項目
 - ① 入札書 第何回
 - ② 入札書の日付「令和 年 月 日」（応札する日を記入すること。）
 - ③ 住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

- ④ 入札金額（余剰電力量料金の予定総額）
- ⑤ 再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価及び非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価

※記載するに当たっての注意事項。

- ア 本入札書に記載する入札金額(余剰電力量料金の予定総額)は、余剰電力量の予定数量に契約希望単価及び消費税率を乗じ、それぞれを加算した金額とする。ただし、単価及び消費税率を乗じた再生可能エネルギー余剰電力量料金と非再生可能エネルギー余剰電力量料金にそれぞれ1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を合計した金額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等相当額を含む金額を記入すること。（別紙「売電料金計算書」のとおり算出すること。）
- イ 再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価には、一般送配電事業者が再エネ特措法に基づき発注者に支払う料金とは別途、受注者が発注者に支払う料金に適用されるものとし、0.00円/kWh以上の単価を記載すること。なお、単価は1円未満の端数を含むことができるが、消費税等相当額を含まない額とする。
- ウ 非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価は、0.00円/kWhを超える単価を記載すること。なお、単価は1円未満の端数を含むことができるが、消費税等相当額を含まない額とする。ただし、非再生可能エネルギー余剰電力量の単価に0.00円/kWh以下の記載がされている場合は、無効とする。
- エ 入札金額(余剰電力量料金の予定総額)と、入札した契約希望単価と消費税率を使用して算出した合計金額（内訳）の金額が一致していない場合、無効となるため注意すること。
- オ 消費税相当額は、すべて10%で計算すること。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 所定の様式を使用していない入札書及び委任状による入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札。
- (5) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は入札額の先頭に¥マークの記載がない入札。

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 明らかに談合によると認められる入札。
- (9) 他の参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。

8 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年12月6日(火) 午前10時00分
那覇市・南風原町環境施設組合1階 議場

9 落札者の決定方法

- (1) 開札後、入札金額(余剰電力量料金の予定総額)が予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、ただちにクジによって落札者を決定するものとする。なお、当該入札をした者のうち、クジを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にクジを引かせる。
- (3) 落札者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。

10 契約方法

契約は、入札書に記載された単価(再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価及び非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価)で行う。なお、本件契約にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギーの電気について、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により使用することが条件である。

開札後においても、再生可能エネルギー電気特定卸供給の利用を変更することは認めない。

11 その他

(1) 入札保証金について

本入札に参加する者は、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第13条第1項に基づき、落札予定金額(余剰電力量料金の予定総額)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則

第 13 条第 1 項各号いずれかの規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金について

落札者は、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 4 条第 1 項に基づき、落札金額（余剰電力量料金の予定総額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 4 条 1 項 1 号から 3 号のいずれかの規定に該当する場合は、契約保証金免除申請書を提出することで、契約保証金を免除することができる。

(3) 契約保証金の納付期日について

契約保証金を要する者にあつては、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 20 条第 2 項に規定される期日以内に、落札金額（余剰電力量料金の予定総額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延長することができる。

(4) 契約手続における交渉の有無

仕様書等に記載のない事由については、協議により決定することができる。

(5) 契約書の作成等

- ① 落札者は、落札決定した日から 7 日以内の日（土日祝祭日を除く）に、本組合と契約書を取り交わすものとする。
- ② 落札者が前記①の日までに正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、本組合の競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、違約金（落札金額（余剰電力量料金の予定総額）の 100 分の 5 に相当する額）を納付しなければならない。
- ③ 契約書は 2 通作成し、本組合及び落札者がそれぞれ各 1 通を保有する。
- ④ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書様式は本組合が交付する。
- ⑤ 契約書は、本組合が契約の相手方とともに書面に記名押印しなければ確定しないものとする。
- ⑥ 落札者が令和 5 年 3 月 31 日までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、本契約書は解除となる。この場合、落札者は損害賠償金を支払うものとする。
- ⑦ 前記⑥について、本組合は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(6) 契約条項

別紙 「余剰電力売払い契約書」のとおり。